

改正トラック法 (貨物自動車運送事業法)

が施行されます

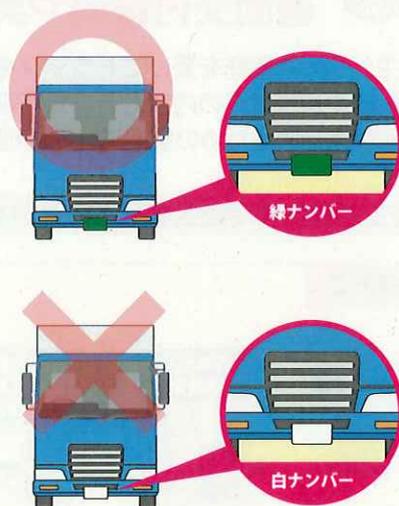
トラックドライバーの適切な賃金水準の確保と経済的社会的地位の向上等を目的として、令和7年6月11日に貨物自動車運送事業法が改正され、主に以下の3点の内容が令和8年4月1日から施行されます。

1 白トラ利用の罰則強化



いわゆる白トラに貨物の運送を委託した荷主等は新たに処罰の対象になります

- 白トラを利用した荷主等は、**100万円以下の罰金**に処されることがあります。
- 白トラへの関与が疑われる荷主等は、「**トラック・物流Gメン**」による**是正指導の対象**となります。



(無許可等で貨物自動車運送事業を営業者への貨物の運送の委託の禁止)
第六十五条の二 何人も、次のいずれかに該当する者に貨物の運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を委託してはならない。
一 第三条の規定に違反して一般貨物自動車運送事業を営業者
二 第三十五条第一項の規定に違反して特定貨物自動車運送事業を営業者
三 第三十六条第一項前段の規定に違反して貨物軽自動車運送事業を営業者

注：自家用自動車による運送について、自己の生業と密接不可分でその業務過程の中に包摂され、独立性を有しないものである場合等（自らの販売・製造・修理等のために行う物品の運送）は許可不要です。

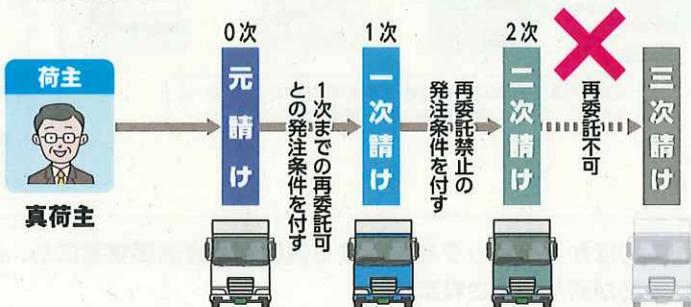
2 委託回数の制限



元請事業者に対して、**再委託の回数を2回までに制限する努力義務**が課されます

- ①荷主から運送を受託した元請をゼロ次としてカウントし、元請からの再委託の回数を2段階までに制限するよう努めてください。
- ②1次請け事業者も、元請の委託次数の縮減に協力して下さい。
- ③取引構造の途中に貨物利用運送事業者が入る場合も委託次数にカウントします。
- ④マッチングサービス事業者等が運送契約の取次ぎを行う場合、委託次数はカウントしません。

●健全化事例



3 書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大

トラックへ再委託する利用運送事業者への新たな義務

令和7年4月の改正トラック法の施行により、元請として荷主から運送委託を受けた貨物利用運送事業者にも、書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が課されます。

(書面の交付)

第十二条

2 前項の「真荷主」とは、自らの事業に関して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者（次に掲げる者をいう。以下この項及び第六十四条第一号において同じ。）との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者以外のものをいう。

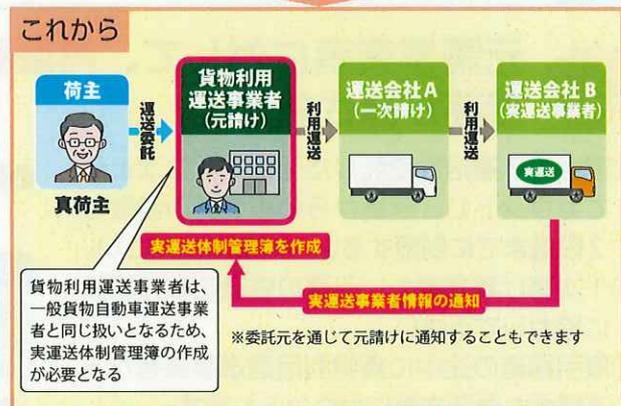
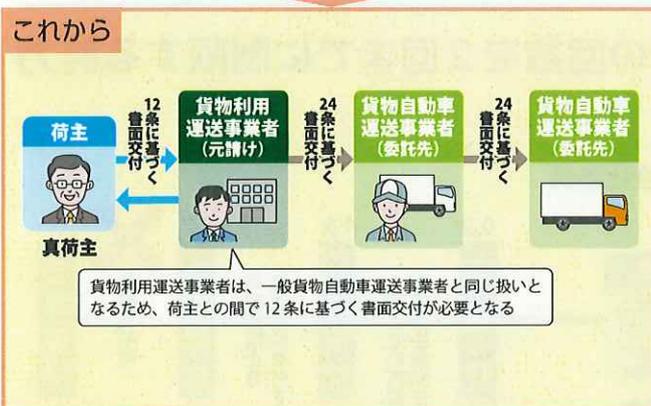
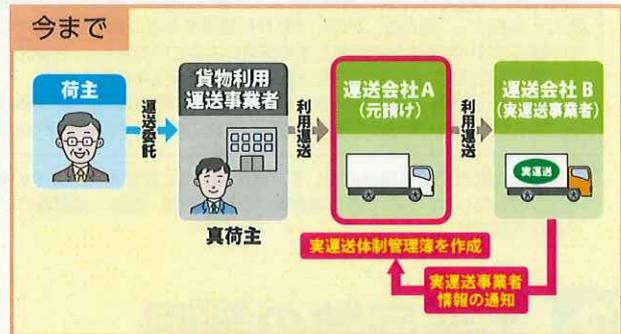
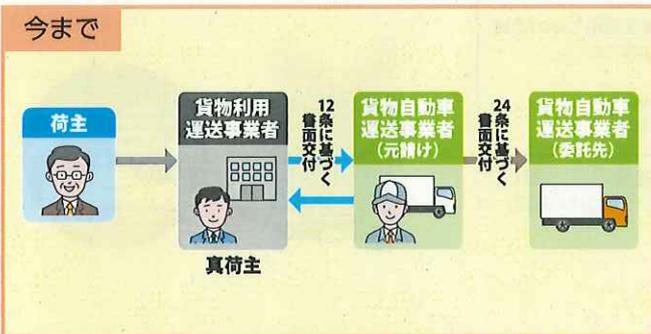
- 一 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者（以下単に「第一種貨物利用運送事業者」という。）
- 二 貨物利用運送事業法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者
- 三 貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者



元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が新たに課されます

荷主から運送委託を受けてトラックを利用する元請の「貨物利用運送事業者」に対して、トラック運送事業者の運送役務や付帯業務の内容とその対価等を明確にするための書面交付義務や、荷主・元請事業者による多重取引構造の可視化を図るための実運送体制管理簿作成義務が新たに課されます。

荷主が貨物利用運送事業者に運送を委託し、トラックの利用運送をする場合



※上記のほか、トラックを利用する貨物利用運送事業者にも、運送利用管理規程の作成義務、運送利用管理者の選任義務が新たに課されます。



荷主等の
皆様

白ナンバーのトラックに

有償で貨物の運送を委託してませんか？



貨物自動車運送事業法の許可を受けずに、
有償で貨物の運送を行うことは違法です。



令和8年4月1日から

新たに荷主等が白ナンバーのトラックに有償
で貨物の運送を委託した場合も、**貨物自動車
運送事業法違反**となる可能性があります。



事業用



自家用

違反した場合は
100万円以下の罰金

荷主等の皆様に貨物運送委託にあたって留意頂きたいこと

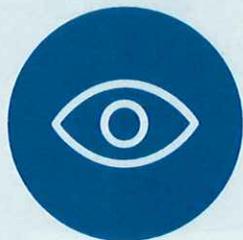


法改正により、いかなる人も「白ナンバーのトラック」に貨物の運送を有償で委託してはいけない^{※注}ことが明確化されました。

※注：自己の生業と密接不可分と判断される場合等、白ナンバーのトラックで貨物の有償運送が可能な場合もあります。（例えば、建設業請負契約を締結し、建設業の一環として、その業務に付随して運送を行っている白ナンバーのダンプトラック。ただし、運送行為のみを有償で行う場合は不可。）



荷主側が「白ナンバーのトラック」であると認識して有償で運送行為を発注した時点で違法行為となりえます。



違法な「白ナンバーのトラック」に関わっているおそれや疑いのある荷主等に対しては、令和8年4月1日から「トラック・物流Gメン」による是正指導の対象となります。

「トラック・物流Gメン」とは…

適正な取引を阻害する荷主等の行為を是正するために国土交通省が設置した専門部隊です。

貨物の運送の委託にあたっての個別具体のご相談

【お問い合わせ先】 国土交通省 関東運輸局 自動車交通部 貨物課 045-211-7248

東京運輸支局 03-3458-9231(内線1) 神奈川運輸支局 045-939-6800(内線1)

埼玉運輸支局 048-624-1835(内線3) 群馬運輸支局 027-263-4440(内線1)

千葉運輸支局 043-242-7336(内線2) 茨城運輸支局 029-247-5348(内線1)

栃木運輸支局 028-658-7011 山梨運輸支局 055-261-0880(内線1)

国土交通省トラック・物流荷主特別対策室主催

トラック物流問題解決に向けた オンライン説明会【第32回】開催

次回開催日時：令和8年3月19日(木)

10:00～,15:00～(午前・午後の同日2回開催)

事前アンケートを実施しています

【主な質問】(荷主に対して)トラックドライバーに要請している作業内容、依頼する理由
(トラック事業者に対して)今収受している運賃は標準的運賃の何割？
※参加される前にアンケートに是非ご協力ください！



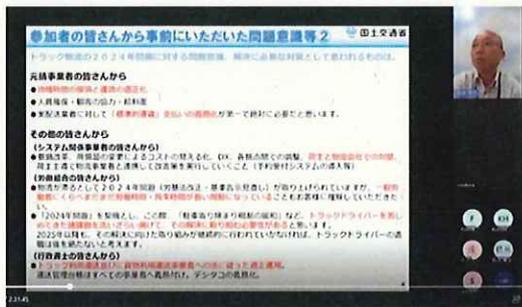
直接参加用
二次元コード

これまで約 **11,900** 人が視聴しています。
(令和5年8月1日から毎月1回実施)

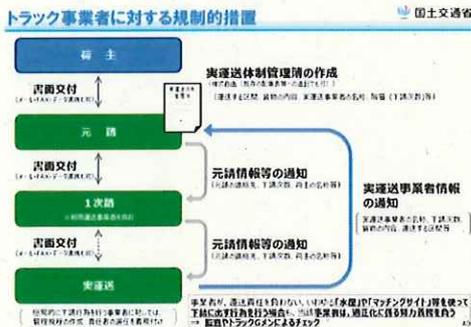
(ご提供している情報(一部))

- ①参加者に対して実施した事前アンケートの結果共有
- ②最近のトピック(各省報道発表資料より)
- ③関係者の問題意識共有
- ④改正物流法関係 質疑応答
- ⑤トラック事業者・荷主・その他関係者からの事例紹介

運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！



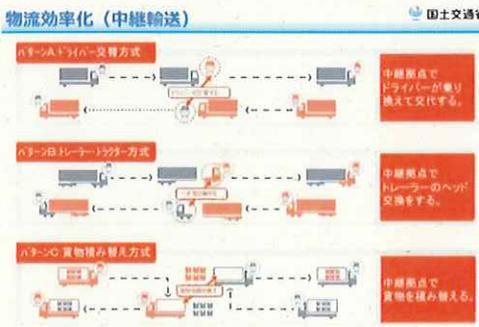
法改正の内容を詳しく説明



標準的運賃、運賃交渉情報提供



物流効率化参考情報提供



トラック事業者のほか、荷主・倉庫業者等を含む多くの参加者が評価！

(参加者コメント(一部))

- トラック事業者** 法改正のポイントは自身で探していく必要があるが、要約され説明される事で理解がしやすい。
- 倉庫業者** 登壇者説明後の主催者とのディスカッションは興味深くお聞きした。
- 発着荷主事業者** トラックドライバーの業務範囲が理解できたため今後の運送会社との契約に反映させてもらいます。物流課題への具体的な取り組みが把握でき、これからのリスクに対し、どう対処していかねばいけないかの方向性が見えてくる。

【Gメンからのお願い】荷主等に関するお困りごとは、是非**目安箱**に投稿してください。

(例) "いつも荷待ちをさせられる", "こんな作業までさせられている", "運賃交渉に応じない"



目安箱
投稿用
二次元
コード

令和8年1月1日から

「下請法」は「取適法」へ

令和8年1月1日から、下請代金支払遅延等防止法（下請法）が改正され、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（取適法）に変わります。

トラック運送事業に係る取適法の違反情報は、**トラック・物流Gメン**までお寄せください

取適法概要（トラック運送事業に係るもの）

■ 適用対象（取引の内容 + 資本金基準 又は 従業員基準）

取引の内容	役務提供委託（運送）、特定運送委託	
資本金基準 又は 従業員基準	委託事業者 資本金3億円超 資本金1千万円超 3億円以下 常時使用する従業員 300人超	中小受託事業者 資本金3億円以下（個人含む） 資本金1千万円以下（個人含む） 常時使用する従業員 300人以下（個人含む）

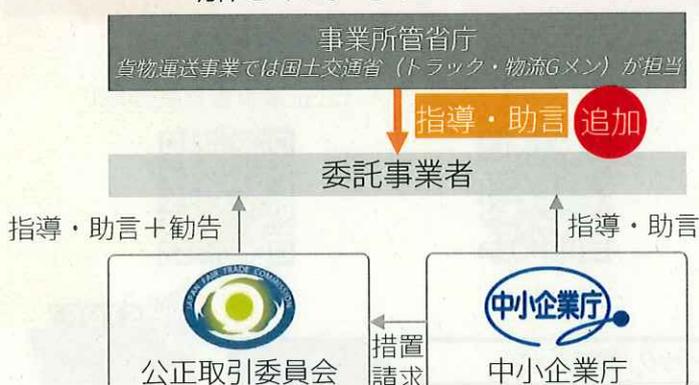
■ 委託事業者の4つの義務と11の禁止事項

4つの義務	11の禁止事項		
01 発注内容の明示義務	01 受領拒否	05 買ったたき	09 不当な経済上の利益提供要請
02 書類の作成・保存義務	02 支払遅延（手形払の禁止）	06 購入・利益強制	10 不当な給付内容の変更・やり直し
03 支払期日を定める義務	03 減額	07 報復措置	11 協議に応じない一方的な代金決定
04 遅延利息の支払義務	04 返品	08 有償支給原材料等の早期決済	

改正ポイント

1

事業所管省庁に、指導・助言権限が付与され、報復措置の禁止に係る情報提供先にも追加されました



2

対象取引に「特定運送委託」が追加されました



トラック・物流Gメンとは

トラック・物流Gメンは、物流業界における適正運賃の收受や労働環境の改善を目指し国土交通省が創設した専門部隊です。

長時間の荷待ちなど、トラック事業者が法令遵守できなくなるおそれのある行為（違反原因行為）を行っている疑いのある荷主や元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく是正指導を行っています。

令和8年1月1日からは、取適法の指導等について公正取引委員会のほかトラック・物流Gメンも担います。

取適法に係る違反行為情報をお寄せください

取適法に係る違反行為情報も、「目安箱」（荷主等の違反原因行為の通報窓口）へお寄せください。いただいた情報は、国土交通省（トラック・物流Gメン）により、荷主等の委託事業者への是正指導等に活用します。

なお、国土交通省（トラック・物流Gメン）に違反行為を知らせたことを理由に、中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをすることは禁止されています。

通
報
例

- 包装資材（段ボール）のこすれが発生した際、原因調査を行うことなく、一方的に破損責任を押し付けられ、破損した荷物の買取を要求される。（第5条第2項第2号【不当な経済上の利益要請】）
- ○年○月○日に（荷主企業名）へ価格交渉を行ったが、「不満があるならやめてもらって構わない」と応じてもらえず、以来、取引停止を恐れて申し入れることができていない。（第5条第2項第4号【協議に応じない一方的な代金決定】）
- 配送センターへの荷下ろしの際、フォークリフト作業をドライバーが実施するように求められるが、この作業に対価は支払われていないし、保険の制約なども不安。（第5条第2項第2号【不当な経済上の利益要請】）

トラック・物流Gメンへの連絡はこちらまで

トラック・物流Gメンサイト トラック・物流Gメン連絡先



目安箱



取適法の詳細はこちら

取適法ガイドブック

（公正取引委員会作成）



2026年1月から「下請法」は「取適法」へ！

下請法の改正法が2026年1月1日に施行され、
規制内容の追加や規制対象の拡大がなされるとともに、
法律名も変更されます（新通称：「取適法（とりてきほう）」）

改正事項

法律の題名・用語の変更

下請代金支払遅延等防止法

製造委託等に係る中小受託事業者に対する
代金の支払の遅延等の防止に関する法律

下請代金

製造委託等代金

親事業者

委託事業者

下請事業者

中小受託事業者

適用対象の拡大

●適用基準に「従業員基準」を追加

従来の資本金基準に加え、従業員基準（300人、100人）が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます

●対象取引に「特定運送委託」を追加

適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます

禁止行為の追加

●「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止

代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止されます

●「手形払」等を禁止

手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段（電子記録債権等）についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます

面的執行の強化

●事業所管省庁に指導・助言権限を付与

事業所管省庁において、指導及び助言ができるようになるほか、報復措置の禁止に係る情報提供先にも事業所管省庁が追加されます

その他

- 製造委託の対象物品に金型以外の型等が追加されます
- 書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による方法とすることが可能になります

取適法の概要

適用対象取引

①取引の内容と②資本金基準又は従業員基準から定めています

対象取引

取引の内容

資本金/従業員基準

(いずれかの基準に該当すれば適用対象)

- 「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」
- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る)

委託事業者	資本金3億円超	→	中小受託事業者	資本金3億円以下
	資本金1千万円超3億円以下			資本金1千万円以下
	従業員300人超			従業員300人以下

- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く)

委託事業者	資本金5千万円超	→	中小受託事業者	資本金5千万円以下
	資本金1千万円超5千万円以下			資本金1千万円以下
	従業員100人超			従業員100人以下

義務・禁止事項

委託事業者には、4つの義務と11の遵守事項が課されています

義務項目	具体的な内容
① 発注内容等を明示する義務	発注に当たって、発注内容(給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法)等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示すること
② 書類等を作成・保存する義務	取引が完了した場合、給付内容、代金の額など、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2年間保存すること
③ 支払期日を定める義務	検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めること
④ 遅延利息を支払う義務	支払遅延や減額等を行った場合、遅延した日数や減じた額に応じ、遅延利息(年率14.6%)を支払うこと

禁止項目	具体的な内容
① 受領拒否	中小受託事業者には責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること
② 支払遅延	支払期日までに代金を支払わないこと(支払手段として手形払等を用いること)
③ 減額	中小受託事業者には責任がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額すること
④ 返品	中小受託事業者には責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品すること
⑤ 買ったたき	発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著しく低い代金を不当に定めること
⑥ 購入・利用強制	正当な理由がないのに、指定する物品や役務を強制して購入、利用させること
⑦ 報復措置	公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁に違反行為を知らせたことを理由に、中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをすること
⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済	有償支給する原材料等で中小受託事業者が物品の製造等を行っている場合に、代金の支払日より早く原材料等の対価を支払わせること
⑨ 不当な経済上の利益の提供要請	自己のために、中小受託事業者に金銭や役務等を不当に提供させること
⑩ 不当な給付内容の変更、やり直し	中小受託事業者には責任がないのに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、無償でやり直しや追加作業をさせること
⑪ 協議に応じない一方的な代金決定	中小受託事業者から価格協議の求めがあつたにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること

取適法の内容や詳細なガイドブックについては、公正取引委員会のウェブサイトをご確認ください



事業者の皆様へ

取引適正化・価格転嫁は関係者全員で取り組む課題です！



下請法(下請代金支払遅延等防止法)が改正されます

適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図るため、下請法が改正され、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(略称:取適法(とりてきほう))となります。

<施行期日:令和8年1月1日>

用語の見直し

「下請」という用語が発注者と受注者が対等な関係ではないという語感があるとの指摘等を踏まえ、用語が以下のように改正されます。

親事業者	▶	委託事業者
下請事業者	▶	中小受託事業者
下請代金	▶	製造委託等代金

詳しくはこちら



※「下請」の用語を用いている国の各種施策についても、名称が変更される予定です。

規制対象の拡大

従業員基準の追加

これまでの資本金の基準に加え、従業員数の基準が新たに追加されます。これにより、現行法では対象とならない取引であっても、本法の対象となる場合があります。

(従業員数300人(製造委託等)又は100人(役務提供委託等)が基準となります。)

運送委託の対象取引への追加

現行の物品の運送の再委託に加え、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引が本法の対象として追加されます。



新たに禁止となる行為

協議を適切に行わない代金額の決定の禁止

中小受託事業者から価格協議の求めがあつたにもかかわらず、協議に応じないなど、一方的に代金を決定して中小受託事業者の利益を不当に害する行為が禁止されます。

手形払等の禁止

本法上の支払手段として、手形払が認められないこととなります。

取引調査員(下請Gメン)による取引監視を強化しています

下請Gメンの体制強化

2017年から取引調査員(下請Gメン)を全国に配置し、設置当初から下請Gメンの人員を4倍以上に増員するなど、体制の強化に取り組んでいます。

80人

2017年4月(Gメン配置時)

330人

2025年4月(現在)

詳しくはこちら



下請Gメンによる取引実態の把握

幅広い業種の中小企業の取引実態についてヒアリングし、問題ある商習慣や業界・個社の問題事例を把握・収集しています。把握した情報は以下のとおり活用しています。

- ✓ 個別企業への所管大臣からの指導・助言
- ✓ 各業界団体による取引適正化のための自主行動計画の策定・改正等への要請・働きかけ
- ✓ 公正取引委員会・中小企業庁が執行する、法に基づく取締りの端緒情報としての活用

下請法に基づく調査・検査を行っています

下請事業者(中小受託事業者)の保護及び取引の公正を図るため、事業者に対し定期的なオンライン調査を実施するとともに、下請事業者(中小受託事業者)からの申告等の様々な端緒情報を踏まえ、本法違反の可能性がある親事業者(委託事業者)に対し立入検査を実施しています。

立入検査の結果に応じて、親事業者(委託事業者)に対する改善指導や、重大な違反行為に対しては公正取引委員会への措置請求を行い、公正取引委員会における勧告につなげています。

労務費の転嫁を進めるため、価格交渉の指針を公表しています

原材料費に比べ転嫁が難しいとされる「労務費」の転嫁を進めるため、発注者・受注者双方の立場において守るべき行動指針を定めています。

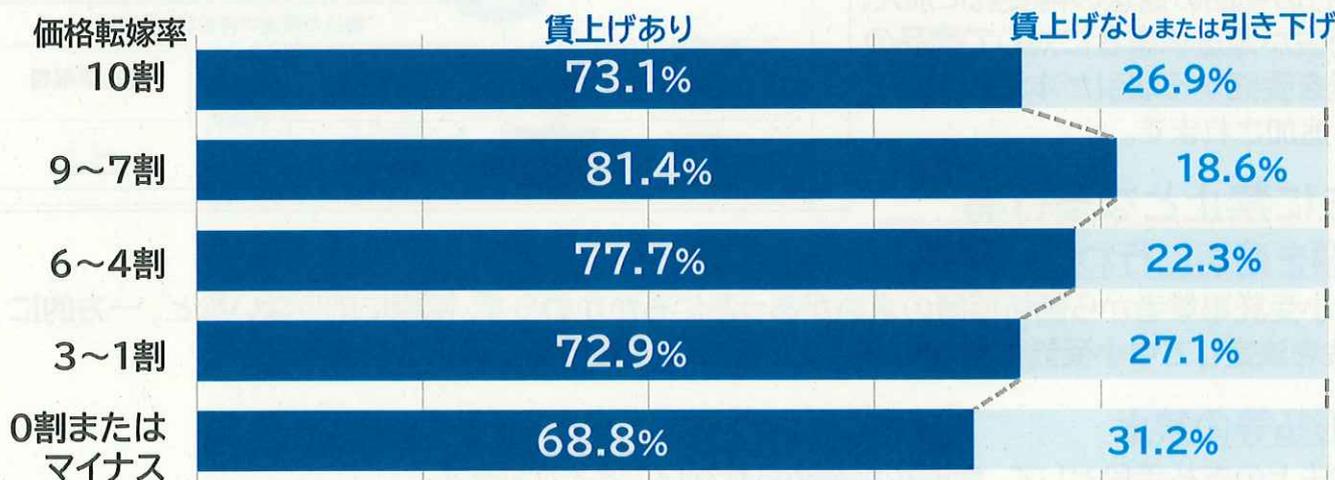
本指針では、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において、独占禁止法及び下請法に基づき厳正に対処することを明記しています。

詳しくはこちら



参考:受注側企業の価格転嫁率と賃上げ率

価格転嫁率が高いほど賃上げ率も高い傾向にあり、賃上げを行っていく上でも適切な価格交渉・価格転嫁が重要といえます。



無料の相談窓口をご活用ください

価格転嫁サポート窓口

価格転嫁のご相談はこちらへ！

価格交渉に関する基礎的な知識や、原価計算手法の習得支援を行う窓口を全国のよろず支援拠点に設置しています。

詳しくはこちら



下請かけこみ寺

取引上の悩み相談はこちらへ！

下請代金(製造委託等代金)の減額等、中小企業の取引上の各種相談への対応を行う窓口を全国に設置しています。

詳しくはこちら



価格交渉に役立つツールを公開しています

価格転嫁検討ツール

価格転嫁の必要性がみえる！

コスト増加前と同水準の利益を確保するために目指すべき取引価格を検討できるツールです。

詳しくはこちら



適正取引支援サイト

適正取引に向けた取組やノウハウを学べる！

下請法や価格交渉に関する知識習得に役立つ講習会等を案内しています。

詳しくはこちら



価格交渉ハンドブック

価格交渉に当たっての準備ができる！

取引先と価格交渉を行うにあたり、役立つ情報がつまった資料です。

詳しくはこちら



パートナーシップ構築宣言の拡大を進めています

サプライチェーン全体の付加価値向上と、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、望ましい取引慣行の遵守等について「代表者名」で宣言する制度です。

2025年7月時点で、7万社を超える企業が宣言しています。

宣言を行うメリット

宣言企業は、自社の取組を広く周知できることにより、企業イメージの向上が図れるほか、国や地方自治体における一部の補助金で加点措置が受けられる等の優遇措置があります。

詳しくはこちら



3月・9月は価格交渉促進月間です

毎年3月と9月を価格交渉促進月間として、価格転嫁に関する広報や調査を行っています

月間中は、価格転嫁の広報や業界への要請を実施、月間終了後は、各企業の皆様の価格交渉・価格転嫁の状況についての調査を実施しています。

調査に基づき、委託事業者ごとの価格交渉・価格転嫁の評価を記載したリストを公表し、交渉・転嫁の状況が芳しくない委託事業者に対しては指導・助言を行っています。

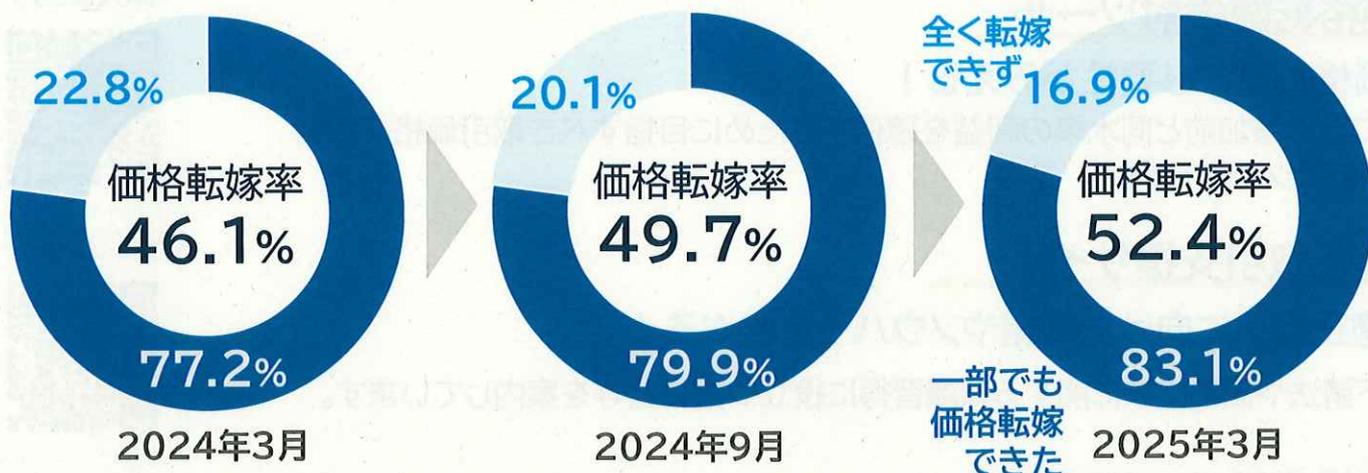


最新の調査結果(価格転嫁の実態)

コスト全体の価格転嫁率と価格転嫁できた企業の割合

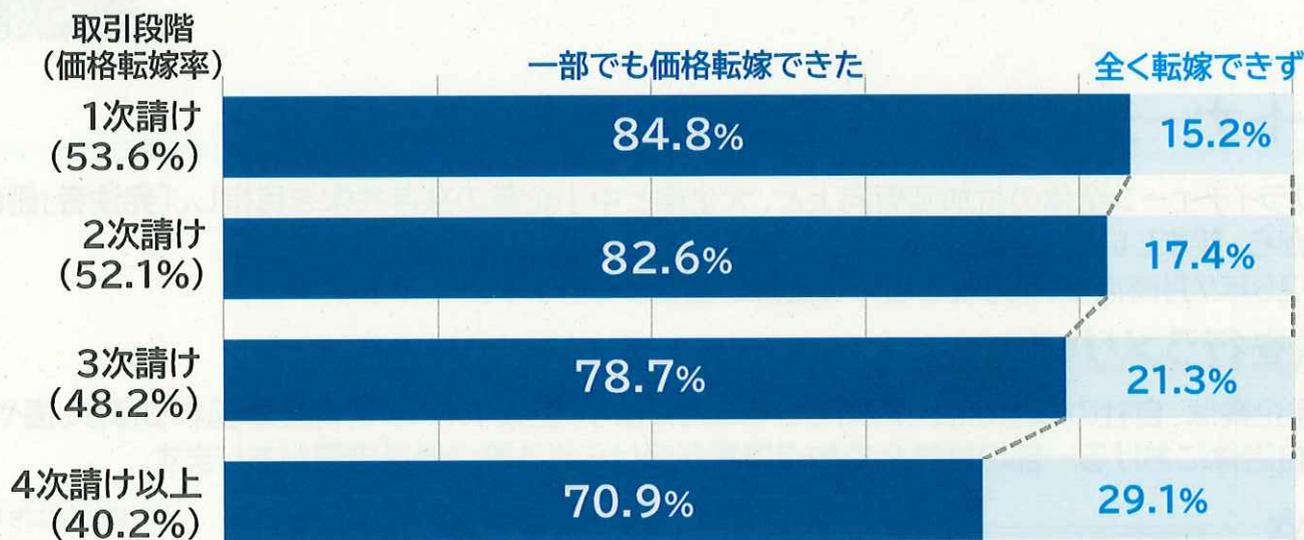
価格転嫁ができた企業の割合が増加傾向にある一方で、価格転嫁できていない企業も多く残っています。

詳しくはこちら



受注側企業の取引段階別の価格転嫁できた企業の割合とコスト全体の価格転嫁率

受注側企業の取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁率が低くなる傾向にあります。



出典: 価格交渉促進月間フォローアップ調査結果(中小企業庁実施: 2025年3月分)を基に関東経済産業局にてグラフ作成

【価格転嫁に関するお問合せ先】

関東経済産業局 産業部 適正取引推進課
〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
TEL:048-600-0325

HP



X



note

